審議会では「否決」されたのに! は、ゆうゆうバス廃止前提の方針変えず

2019年11月24日 NO. 1713 【発行】

日本共産党 市会議員団

ご相談は市役所 議員団控室へ

私部 1-1-1 **2892-0121** (内線 301)



さらがい ふみ 星田 7-44-21 **2**894-2835



田 ま 私部西 2-16-13-310 **2**397-3027



北 尾 まなぶ 倉治7-8-7 2893-3163

パブリックコメントを行うことを表明しました。 検討していた「地域福祉計画推進審議会」は1月1日、 止前提の方針を変更せず、 (市福祉部)からの答申案を反対多数で否決しました。 しかし、市は11月20日の議会全員協議会で、ゆうゆうバス廃 ゆうゆうバス」廃止を前提に、これに代わる外出支援策を 市としての代替案を来月にも策定し、

審議会は反対多数で否決

案は、 がなくなることが危惧されて 廃止で多くの市民の交通手段 の提案はなく、 拡充などで、 度障がい者のタクシー助 局(市福祉部) 支援策として、審議会に事務 ゆうゆうバスに代わる外 現行の要介護3以上・ ーCカード購入時の 新たな交通手段 ゆうゆうバス が出した答申 成 補 0

> どの意見があいつぎ、 が必要」「今後の公共交通に の廃止は認められない」な 検討もなく、ゆうゆうバス の結果、 ついて将来的なビジョンの 賛成了、反対8) 外出支援策はもっと協議 11 月13日の審議会では、 答申案は反対多数 で否決 採決



は

あまりにも結論ありき

視して、市が短期間に新た

な案を策定するというの

の強引な進め方です。

あまりに強引! 審議会を無視

事務局

されたのに、その結果を無 示した案が、 案を来月にも策定して議会 の検討が必要だとの考え方 の報告を受けたが、 会から答申には至らない の議会全員協議会で、「審議 に変更はない。市としての に報告し、パブリックコメ ノトを行う」と述べました。 事務局である市福祉部が ところが市は、 ゆうゆうバス廃止前提 審議会で否決 市とし 月 20

必要があります。 検討をあわせてすすめ 交通手段のあり方全体 でなく、 ゆうゆうバス廃 審議会や市民の声を無 市域の公共交通 止 前 \mathcal{O}

視した、ゆうゆうバス廃止

強行はみとめられません。